

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年4月3日
十勝地域公共交通活性化協議会会長 相内 宣人

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

十勝地域公共交通調査等委託業務

(2) 業務の目的

十勝管内の地域住民が買い物、通院や通学などの日常生活で使う地域公共交通及び十勝地域外からの観光客や移住希望者に向けて、空港や駅などの交通結節点からの地域内の主要観光地や移住関連施設を結ぶ地域公共交通を、利用者目線でより使い易くするとともに、公共交通利用時の安全・安心の確保に向けた仕組みの実証事業や、各種交通モードを組み合わせた新たな旅行商品を造成することで、地域の魅力を向上させ、域内外の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年（2023年）3月8日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・ 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ・ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書をアからウまでに定めるところにより提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和5年(2023年)4月17日(月)午後3時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)により提出。

ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分(提出期限の日においては午後3時)まで

ウ 提出場所

下記9に記載の場所

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

企画提案に係る説明書の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年(2023年)4月3日(月)から令和5年(2023年)4月17日(月)

まで(ただし、直接交付については、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分(交付期限の日においては午後3時)まで)

(2) 交付場所

ホームページからのダウンロードまたは下記 9 に記載の場所

URL : <https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/category/d012/c172/>

5 企画提案書の提出期限、場所、方法及び既存資料の閲覧

(1) 提出期限

令和 5 年(2023 年) 5 月 8 日(月)午後 3 時まで(必着)

(2) 提出場所

下記 9 に記載の場所

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)により提出。

ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分(提出期限の日においては午後 3 時)まで

(4) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成に当たり、資料を閲覧することができる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申込みを行うこと。申込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- ・資料名：十勝地域公共交通調査等委託業務
- ・閲覧方法：十勝総合振興局地域創生部地域政策課内にて閲覧
- ・閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの休日を除く、毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

十勝地域公共交通活性化協議会

(事務局：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課)

- ・所在地郵便番号 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地
- ・連絡先電話番号 0155-66-9043 (直通)
- ファクシミリ 0155-22-0185
- メールアドレス tokachi.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、説明書による。